

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和5年9月1日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道8号 富山県下新川郡入善町櫛山1番9 から
同町上野2595番2 まで

図面縦覧場所

北陸地方整備局及び
同局富山河川国道事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和5年9月2日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和5年9月22日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年9月22日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道49号

新潟市中央区美の里179番88 から
同市中央区美の里254番5 まで

図面縦覧場所

北陸地方整備局及び
同局新潟国道事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和5年9月23日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和5年9月29日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道8号

加賀市桑原町ハ87番1 から

同市加茂町ハ58番1 まで

図面縦覧場所

北陸地方整備局及び

同局金沢河川国道事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和5年9月30日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和5年9月29日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道8号 富山市三上字前田割29番1 から
同市新屋字六反田割1番1 まで

図面縦覧場所

北陸地方整備局及び
同局富山河川国道事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和5年9月30日